

佐賀県規則第27号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（平成3年佐賀県規則第36号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前			改正後		
別表第1（第5条関係）			別表第1（第5条関係）		
救助の種類		救助の程度、方法及び期間	救助の種類		救助の程度、方法及び期間
1 収容 施設の 供与	(1) 避難 所	ア・イ 略 ウ 避難所の設置のため支出することができる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費（法第4条第2項の避難所については、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金、光熱水費等）とし、1人1日当たり <u>330円</u> 以内とする。 エ～カ 略	1 収容 施設の 供与	(1) 避難 所	ア・イ 略 ウ 避難所の設置のため支出することができる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費（法第4条第2項の避難所については、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金、光熱水費等）とし、1人1日当たり <u>340円</u> 以内とする。 エ～カ 略
	(2) 応急 仮設住 宅	応急仮設住宅は、住家が全壊し、全焼し、又は流失したことにより、居住する住家がない者で、自らの資力では住宅を得ることができないものに、建設して供与するもの（以下「建設型応急住宅」という。）、民間賃貸住宅を借り上げて供与するもの（以下「賃貸型応急住宅」という。）又はその他適切な		(2) 応急 仮設住 宅	応急仮設住宅は、住家が全壊し、全焼し、又は流失したことにより、居住する住家がない者で、自らの資力では住宅を得ることができないものに、建設して供与するもの（以下「建設型応急住宅」という。）、民間賃貸住宅を借り上げて供与するもの（以下「賃貸型応急住宅」という。）又はその他適切な

		<p>方法により供与するものとする。</p> <p>ア 建設型応急住宅</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 建設型応急住宅の1戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、設置に要する原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費、建築事務費等の一切の経費として、<u>6,285,000円</u>以内とする。</p> <p>(ウ)～(キ) 略</p> <p>イ 略</p>			<p>方法により供与するものとする。</p> <p>ア 建設型応急住宅</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 建設型応急住宅の1戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、設置に要する原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費、建築事務費等の一切の経費として、<u>6,775,000円</u>以内とする。</p> <p>(ウ)～(キ) 略</p> <p>イ 略</p>
2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	<p>(1) 炊き出しその他による食品の給与</p> <p>(2) 略</p>	<p>ア・イ 略</p> <p>ウ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出することができる費用は、主食、副食及び燃料等の経費とし、1人1日当たり<u>1,180円</u>以内とする。</p> <p>エ 略</p>	2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	<p>(1) 炊き出しその他による食品の給与</p> <p>(2) 略</p>	<p>ア・イ 略</p> <p>ウ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出することができる費用は、主食、副食及び燃料等の経費とし、1人1日当たり<u>1,230円</u>以内とする。</p> <p>エ 略</p>
3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与		<p>ア・イ 略</p> <p>ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出することができる費用は、季別及び世帯区分により、1世帯当たり次に掲げる額以内とする。この場合において、季別は、災害発生の日をもって決定す</p>	3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与		<p>ア・イ 略</p> <p>ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出することができる費用は、季別及び世帯区分により、1世帯当たり次に掲げる額以内とする。この場合において、季別は、災害発生の日をもって決定す</p>

る。

(ア) 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

季別 世帯区分	夏季（4月から9月まで。以下同じ。）	冬季（10月から翌年3月まで。以下同じ。）
1人世帯	18,700円	31,000円
2人世帯	24,000円	40,100円
3人世帯	35,600円	55,800円
4人世帯	42,500円	65,300円
5人世帯	53,900円	82,200円
6人以上の世帯	53,900円に5人を超える1人につき7,800円を加算した額	82,200円に5人を超える1人につき11,300円を加算した額

(イ) 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

季別 世帯区分	夏季	冬季

る。

(ア) 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

季別 世帯区分	夏季（4月から9月まで。以下同じ。）	冬季（10月から翌年3月まで。以下同じ。）
1人世帯	19,200円	31,800円
2人世帯	24,600円	41,100円
3人世帯	36,500円	57,200円
4人世帯	43,600円	66,900円
5人世帯	55,200円	84,300円
6人以上の世帯	55,200円に5人を超える1人につき8,000円を加算した額	84,300円に5人を超える1人につき11,600円を加算した額

(イ) 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

季別 世帯区分	夏季	冬季

1人世帯	6,100円	9,900円
2人世帯	8,200円	12,900円
3人世帯	12,300円	18,300円
4人世帯	15,000円	21,800円
5人世帯	18,900円	27,400円
6人以上の世帯	18,900円に5人を超える1人につき2,600円を加算した額	27,400円に5人を超える1人につき3,600円を加算した額

エ 略

4・5 略

6 被災した住宅の  
応急修理

ア 被災した住宅の応急修理は、災害のため住家が半壊し、半焼し、若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものとする。

イ 被災した住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない部分に対し、現物をもって行うものとする。

ウ 被災した住宅の応急修理のため支出することができる費用は、1世

1人世帯	6,300円	10,100円
2人世帯	8,400円	13,200円
3人世帯	12,600円	18,800円
4人世帯	15,400円	22,300円
5人世帯	19,400円	28,100円
6人以上の世帯	19,400円に5人を超える1人につき2,700円を加算した額	28,100円に5人を超える1人につき3,700円を加算した額

エ 略

4・5 略

6 被災した住宅の  
応急修理

(1) 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理

ア 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理は、災害のため住家が半壊し、半焼し、又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者に対して行うものとする。

イ 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理は、住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行うものとし、その修理のために支出できる費用は、1世帯当たり50,000円

	<p><u>帯当たり次に掲げる額以内とする。</u></p> <p><u>(ア) (イ)に掲げる世帯以外の世帯</u> <u>655,000円</u></p> <p><u>(イ) 半壊又は半焼に準ずる程度の</u> <u>損傷により被害を受けた世帯</u> <u>318,000円</u></p> <p><u>エ 被災した住宅の応急修理は、災害</u> <u>発生の日から1月以内に完了する</u> <u>ものとする。</u></p>			<p><u>以内とする。</u></p> <p><u>ウ 住家の被害の拡大を防止するた</u> <u>めの緊急の修理は、災害発生の日</u> <u>から10日以内に完了するものとす</u> <u>る。</u></p> <p><u>(2) 日常</u> <u>生活に</u> <u>必要</u> <u>な</u> <u>最小</u> <u>限</u> <u>度</u> <u>の</u> <u>部</u> <u>分</u> <u>の</u> <u>修</u> <u>理</u></p> <p><u>ア 日常生活に必要な最小限度の部</u> <u>分の修理は、災害のため住家が半壊</u> <u>し、半焼し、若しくはこれらに準ず</u> <u>る程度の損傷を受け、自らの資力</u> <u>では応急修理をすることができない</u> <u>者又は大規模な補修を行わなけれ</u> <u>ば居住することが困難である程度</u> <u>に住家が半壊した者に対して行う</u> <u>ものとする。</u></p> <p><u>イ 日常生活に必要な最小限度の部</u> <u>分の修理は、居室、炊事場、便所等</u> <u>日常生活に欠くことのできない部</u> <u>分に対し、現物をもって行うものと</u> <u>する。</u></p> <p><u>ウ 日常生活に必要な最小限度の部</u> <u>分の修理のため支出することが</u> <u>できる費用は、1世帯当たり次に掲げ</u> <u>る額以内とする。</u></p> <p><u>(ア) (イ)に掲げる世帯以外の世帯</u> <u>706,000円</u></p> <p><u>(イ) 半壊又は半焼に準ずる程度の</u> <u>損傷により被害を受けた世帯</u> <u>343,000円</u></p> <p><u>エ 日常生活に必要な最小限度の部</u></p>
--	---	--	--	--

6の2 略	
7 学用品の給与	<p>ア・イ 略</p> <p>ウ 学用品の給与のため支出することができる費用は、次のとおりとする。</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 文房具及び通学用品 次に掲げる額</p> <p>a 小学校児童 1人につき <u>4,700円以内</u></p> <p>b 中学校生徒 1人につき <u>5,000円以内</u></p> <p>c 高等学校等生徒 1人につき <u>5,500円以内</u></p> <p>エ 略</p>
8 埋葬	<p>ア・イ 略</p> <p>ウ 埋葬のため支出することができる費用は、1体につき大人<u>213,800円以内</u>、小人<u>170,900円以内</u>とする。</p> <p>エ 略</p>

	<p>分の修理は、災害発生の日から3月以内（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6月以内）に完了するものとする。</p>
6の2 略	
7 学用品の給与	<p>ア・イ 略</p> <p>ウ 学用品の給与のため支出することができる費用は、次のとおりとする。</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 文房具及び通学用品 次に掲げる額</p> <p>a 小学校児童 1人につき <u>4,800円以内</u></p> <p>b 中学校生徒 1人につき <u>5,100円以内</u></p> <p>c 高等学校等生徒 1人につき <u>5,600円以内</u></p> <p>エ 略</p>
8 埋葬	<p>ア・イ 略</p> <p>ウ 埋葬のため支出することができる費用は、1体につき大人<u>219,100円以内</u>、小人<u>175,200円以内</u>とする。</p> <p>エ 略</p>

9 略	
10 死体の処理	<p>ア～ウ 略</p> <p>エ 死体の処理のため支出することができる費用は、次のとおりとする。</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 死体の一時保存のための費用次に掲げる額</p> <p>a 略</p> <p>b 既存建物を利用することができない場合 1体につき<u>5,400円</u>以内（死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算することができる。）</p> <p>(ウ) 略</p> <p>オ 略</p>
11 障害物の除去	<p>ア 略</p> <p>イ 障害物の除去のため支出することができる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費等とし、市町内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均が<u>138,300円</u>以内とする。</p> <p>ウ 略</p>
12 略	

9 略	
10 死体の処理	<p>ア～ウ 略</p> <p>エ 死体の処理のため支出することができる費用は、次のとおりとする。</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 死体の一時保存のための費用次に掲げる額</p> <p>a 略</p> <p>b 既存建物を利用することができない場合 1体につき<u>5,500円</u>以内（死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算することができる。）</p> <p>(ウ) 略</p> <p>オ 略</p>
11 障害物の除去	<p>ア 略</p> <p>イ 障害物の除去のため支出することができる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費等とし、市町内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均が<u>138,700円</u>以内とする。</p> <p>ウ 略</p>
12 略	

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の災害救助法施行細則別表第1の規定は、令和5年4月1日から適用する。